

1999年8月25日  
(平成11年)

藤沢市選挙管理委員会  
委員長 望 月 稔様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 山本 章

選挙人名簿調製業務等に係るコンピュータ利用について（答申）

1999年（平成11年）8月13日付けで諮問された、選挙人名簿調製業務、衆議院議員選挙・参議院議員選挙・最高裁判所裁判官国民審査業務、県知事・県議会議員選挙業務及び市長選挙・市議会議員選挙業務（以下これらを「本業務」という。）に係るコンピュータ利用について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報保護条例第11条の規定によるコンピュータ利用を認める。

2 実施機関の職員の説明要旨

実施機関の職員の説明を総合すると、コンピュータ利用の必要性及び安全対策は、次のとおりである。

- (1) 本市では、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）に基づき、定時登録時及び選挙時登録時に台帳形式の選挙人名簿を調製し、平常時においては定時登録時に作成した選挙人名簿に対して、月例異動処理の際に住民基本台帳から異動の届出をした者をホストコンピュータにより抽出し、リストで出力することによって選挙人の現状確認を行い、選挙人名簿の維持管理を行っている。
- (2) 選挙時に行われる不在者投票は、受付の際に選挙人名簿に登録されている本人に間違いのないことを、本人記載の宣誓書の記載事項に基づき選挙人名簿と照合し、確認を行った後、不在者投票用紙の交付を行っている。また、選挙人が記載した投票用紙受領後に、あらかじめホストコンピュータで出力してある選挙人名簿へ不在者投票済み情報の印字作業等を職員の手作業で行い、二重投票等が起こらないよう確認をした後、各投票所へ選挙人名簿と併せて回付してい

る。

- (3) 平成9年12月の法改正により、磁気ディスクをもって選挙人名簿を調製することができるようになったことに伴い、名簿を磁気ディスク化し、住民基本台帳の情報を取り込むことにより、常に選挙人の異動情報を取得することが可能となる。これに伴い平常時及び選挙時において選挙人の最新情報が把握できるため、選挙人からの名簿登録の照会に対して、迅速な対応ができるようになり、また、住民基本台帳の情報をもとにすることから、正確な選挙人名簿を調製することができるようになる。
- (4) ホストコンピュータによって管理される磁気ディスク化された選挙人名簿と、各不在者投票所に設置する端末機をネットワークで接続し、投票所の入場整理券に印刷されたバー・コードで読みとることにより、選挙人の本人確認作業、選挙人名簿との照合作業、不在者投票状況確認作業を瞬時に行うことが可能となるため、二重投票の防止を図るとともに、投票情報の即時更新による集計資料の自動作成や、待ち時間の解消による選挙人へのサービスの向上を図ることができる。
- (5) 日常的な処理体制及び安全対策としては、本業務における個人情報の保護及び安全確保を図るため、「選挙システム個人情報取扱要領」を定め、システム及びデータ保護の管理を行う。

### 3 審議会の判断理由

以下のことから、コンピュータ利用を認めるものである。

#### (1) コンピュータ利用の必要性

本業務は、法に基づき選挙人名簿の調製を行い、名簿の維持管理を行うとともに、選挙時における不在者投票の際には選挙人の本人確認、名簿との照合等を行うことから、迅速かつ正確な事務処理が求められており、事務の効率化及び市民サービスの向上を図るために、コンピュータを利用する必要性は認められる。

#### (2) 取り扱う個人情報の範囲

コンピュータで取り扱う項目は、次に掲げる事項となっているが、これらは本業務における必要最小限の項目であると認められる。

氏名、生年月日、性別、続柄、住所、世帯主、住民異動状況、投票状況、選挙資格状況（失権者、郵便投票者、船員）

#### (3) 他のファイルとの結合

本業務におけるシステムは、選挙システム用ホストコンピュータと不在者投票所の端末機をネットワークで結び、すべて専用回線で接続するので、他のファイルとの結合はなく、個人情報の加工処理はされないと考えられる。

- (4) 本業務の処理に当たっては、個人情報の保護及び安全確保のために必要な事項を定めた「選挙システム個人情報取扱要領」に基づき運営されるため、安全対策上の配慮がなされていると認められる。

以 上